

## 倉吉市社会福祉法人指導監査実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第56条第1項の規定に基づき市長が社会福祉法人に対して実施する社会福祉法人指導監査（以下「指導監査」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 指導監査は、関係法令及び通知に定める法人運営及び事業経営についての指導事項について監査を行うことによって、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図ることを目的とする。

### (対象)

第3条 指導監査の対象は、法第30条第1項第1号の規定により市長が所轄庁となる社会福祉法人（以下「法人」という。）とする。

### (実施主体)

第4条 指導監査は、健康福祉部福祉課が実施する。

### (種類)

第5条 指導監査の種類は、一般監査及び特別監査とする。

2 一般監査は、年1回実施する。ただし、次に掲げる要件を満たす法人（新設後3年を経過していない法人を除く。）については、3年につき1回実施する。

(1) 法人本部の運営について法、関係法令及び通知（法人に係るものに限る。）に照らし、特に大きな問題が認められないこと。

(2) 法人が経営する施設その他の社会福祉事業について、施設基準、運営費、報酬の請求等に特に大きな問題が認められないこと。

3 特別監査は、法人運営に特に重大な問題があり、重点的な指導監査の実施が必要と認められる法人を対象に、随時、特定の事項について真相を解明するとともに、改善が図られるまで、重点的かつ継続的に実施する。

4 指導監査は、実地において行うものとする。

### (実施計画等)

第6条 市は、一般監査を行うに当たり、毎年度の7月31日までに、当該年度の指導監査の基本方針、監査計画及び監査項目を定めることとする。

2 市は、特別監査に係る指導監査の基本方針、監査計画及び監査項目については、必要に応じて、随時定めるものとする。

(実施通知)

第7条 市は、指導監査の対象となる法人（以下「対象法人」という。）を決定したときは、あらかじめ次の事項を当該対象法人へ通知するものとする。

- (1) 指導監査の根拠規定
- (2) 指導監査の日時及び場所
- (3) 指導監査を担当する職員
- (4) 指導監査の実施に当たり、事前に提出すべき書類
- (5) 指導監査の当日に準備すべき書類

2 前項の規定にかかわらず、事前に通知することにより指導監査に影響がある場合は、前項の規定による事前の通知を要しない。

(実施方法)

第8条 市は、対象法人の運営状況をあらかじめ把握するため、事前に当該対象法人に対し監査調書の提出を求めるものとする。ただし、緊急に指導監査を実施する必要がある場合は、この限りでない。

- 2 指導監査は、対象法人の事務所等において実施するものとする。
- 3 指導監査は、2名以上の職員をもって実施するものとする。
- 4 指導監査は、提出された監査調書をもとに、関係施設及び設備の確認並びに帳簿及び書類の確認を行うことにより法人の運営状況の実態を監査する。なお、監査の過程で判明した問題点、疑問点等については、随時、対象法人の代表者等からの説明聴取等により原因の究明を図るものとする。
- 5 指導監査は、効果的かつ効率的に実施するため、鳥取県が行う施設又は事業の監査部門と連携しながら、実施するものとする。

(実施後の措置)

第9条 市は、指導監査の実施後、文書による改善が必要と認められた事項については、文書指摘事項として整理し、対象法人へ改善指導の通知を行うものとする。

- 2 前項の場合において、指導監査の実施日に、後日文書指摘を行う予定の事項を記した書面を対象法人の代表者等に手渡した上で、指導監査の結果の講評を行うこととする。ただし、実態解明が不十分等の理由により、講評が困難な時は、講評を行う期日を延期することができる。
- 3 市は、第1項の規定により通知した事項について、対象法人に期限を付して改善状況報告書の提出を求め、必要に応じて、確認のための再調査を行う。
- 4 市は、当該年度の監査計画に基づいて、すべての指導監査を終了したときは、速やかに、当該年度の指導監査の結果を取りまとめるものとする。

(結果の公開)

第10条 市は、前項第4項の規定により、指導監査の結果を取りまとめたときは、当該指導監査における文書指摘事項、改善状況報告書の内容等について、倉吉市社会福祉法人指導監査に係る情報公開要領（平成25年6月27日付倉吉市長決裁）に基づき、公開するものとする。

(法人の運営に問題等が発生した場合等)

第11条 第5条第2項の規定にかかわらず、市は、法人の運営等に問題が発生した場合又は通報、現況報告書の確認の結果等により問題が発生するおそれがあると認められる場合は、当該年度の監査計画によらず、随時指導監査を実施することができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月17日から施行する。